平成 25 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

平成 25 年 3 月 29 日 国 住 備 第 5 7 3 号 国 住 整 第 7 4 号 国 住 市 第 15 9 号 国土交通事務次官通知

最終改正 平成 26 年 2 月 28 日 国住備第 212 号 国住整第 79 号 国住市第 184 号

平成25年度における公営住宅法(昭和26年法律第193号)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額(以下「標準建設費等」という。)は、次のとおりとする。

第1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅 又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、 その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲 げる額を第13の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等(工事費等			
公営住宅	公営住宅法第7条第 4項(第8条第2項にお いて準用する場合を含		第2及び第4により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額		
	,		第3により算出した共同施 設工事費の額		
	公営住宅法第8条第 5項に規定する標準建 設費		第2及び第4により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額		
	IV 9	共同施設の建設 に要する費用	第3により算出した共同施設工事費の額		
	公営住宅法第8条第5 準補修費	項に規定する標	第5により算出した補修工 事費の額		
	準宅地復旧費	公営住宅法第8条第5項に規定する標 宅地復旧費			
	公営住宅法第9条第6 において準用する場合を		第7により算出した住宅共 用部分工事費の額		

ī	Control of the Contro	
	る標準住宅共用部分工事費 	
	公営住宅法第9条第6項(第10条第2項	第8により算出した施設工
	において準用する場合を含む。) に規定す	
	る標準施設工事費	7.7
地域優良賃貸住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領	第2、第3及び第4により算
地域度以貝貝压七	(平成19年3月28日付け国住備第162号)	出した主体附帯工事費、共同
	第4条第5項に規定する標準工事費	施設工事費及び特定工事費
11 12 - 11		の合計額
サービス付き高齢		第2及び第3により算出し
者向け住宅	第4条第5項に規定する標準工事費	た主体附帯工事費、共同施設
		工事費及び特定工事費の合
		計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第27条第3項に規定す	第9により算出した不良住
	る標準除却費	宅等除却費の額
	住宅地区改良法第27条第3項に規定す	第2、第10及び第11により算
	る標準建設費	出した主体附帯工事費、土地
		整備費及び一時収容施設等
		設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭	第7により算出した住宅共
	和53年4月4日付け建設省住整発第14号)	用部分工事費の額
	第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対	7,1,11,7,2,3,5,6,
	象要綱(平成17年8月1日付け国住整第	
	38-2号) 第4第5項(3)に規定する標準住	
	宅共用部分工事費	
		数のたり数別した状況 て
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第	
	4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象	事實の額
	要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工	
	事費	
小規模住宅地区等	住宅地区改良事業等補助金交付要領第	第9により算出した不良住
改良事業	4第1項(1)及び第4項(1)並びに住宅地	宅等除却費の額
	区改良事業等対象要綱第4第1項(1)及	
	び第4項(1)に規定する標準除却費	
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第	第2、第10及び第11により算
	4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)並びに	出した主体附帯工事費、土地
	住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項	整備費及び一時収容施設等
	(3)及び(4)及び第2項(1)に規定する標準	設置費の額
	建設費	
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第	第7により算出した住宅共
	4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象	
	要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共	
	用部分工事費	
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第	第8により質出した協設工
	4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象	
I	4 切 0 匁 (牡) 及 0 江 工 地 区 以 尺 尹 未 守 刈 豕	尹貝ツ俶

1	西烟族 4 烷 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [
	要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工	
	事費	
改良住宅等改善事	改良住宅等改善事業制度要綱(平成11	
業のうちの建替事	年3月19日付け建設省住整発第25号)第16	により算出した主体附帯工
業及び既設改善関	第8項に規定する国土交通大臣の定める	事費、不良住宅等除却費、土
連建設事業	額	地整備費及び一時収容施設
		等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第	第7により算出した住宅共
	4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象	用部分工事費の額
	要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共	
	用部分工事費	
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第	第8により算出した施設工
	4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象	事費の額
	要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工	
	事費	
住宅市街地総合整	住宅市街地総合整備事業補助金交付要	第2、第9、第10及び第11
備事業のうち居住	綱(平成16年4月1日付け国住市第352号	により算出した主体附帯工
環境形成施設整備) 第4第3号及び社会資本整備総合交付金	事費、不良住宅等除却費、土
事業(密集住宅市	交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第	地整備費及び一時収容施設
街地整備型重点整	2317号)附属第Ⅲ編第1章イ-16-(8)1	等設置費の合計額
備地区に係るもの	第3号に規定する国土交通大臣の定める	
に限る。)	額	
住宅市街地総合整	住宅市街地総合整備 従前居住者用住	第2により算出した主体附
備事業のうちの都	事業補助金交付要綱(平 宅の建設に要す	帯工事費の額
市再生住宅整備事	成16年4月1日付け国 る費用	
業	住市第352号) 第4第8 従前営業者用の	第12により算出した賃貸施
	号及び社会資本整備総 店舗等施設の建	設工事費の額
	合交付金交付要綱(平成 設に要する費用	
	22年3月26日付け国官	
	会第2317号)附属第Ⅲ編	
	第1章イー16-(8)1第	
	8号に規定する国土交	
	通大臣の定める額	
-		

第2 主体附带工事費

- 1 主体附带工事費
 - (1) 主体附帯工事費(サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。)は、住宅の 戸数に、別表第1の(その1)から(その4)に掲げる1戸当たり主体附帯工事費 を乗じて得た額の合計額とする。
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1戸当たり主体附帯工事費)

- = (別表第1 (その5) に掲げる主体附帯工事基本額)
 - + (別表第1 (その5) に掲げる主体附帯工事費面積係数) × (1戸当たり平均面積)

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1(その1)に定める1戸当たり標準床面積(以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。)を超える場合においては、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1(その5)に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1,356,000円以内又は、2,668,000円以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

(1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合(サービス付き高齢者 向け住宅を除く。)

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積との 重積未満の場合(量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との 差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。)の主体附帯工事費 は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡ を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得 た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設 又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面 積を超えるものがある場合においては、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、 次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B_i'}{B_i} \times C_i \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D :標準主体附帯工事費

Bi : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

Bi': 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

Ci: 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

Ai : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

(2) サービス付き高齢者向け住宅において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸 当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造のサービス付き高齢者向け住宅で、1戸当たり

平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により 算出することができるものとする。

$$D = \sum (B_i + P_i \times S_i) \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 主体附带工事費

Bi:構造別ごとの主体附帯工事基本額

Pi:構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

Si:構造別ごとの1戸当たり平均床面積

Ai : 構造別ごとのサービス付き高齢者向け住宅の戸数

Ci:構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

(i は、構造別を示す添字である。)

(3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、「団地」とあるのは「重点整備地区」とする。

(4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合(同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。)において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合(従前居住者用賃貸住宅を除く。)

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1 (北海道) に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費 (サービス付き高齢者向け住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費) に 281,000円 (燃料庫の床面積が3.3 ㎡未満のときは、281,000円に当該燃料庫の床面積を3.3 ㎡で除した数値を乗じて得た額) を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1 戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積 未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面 積との差を控除するものとする。

第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅(地上階数2以下の住宅をいう。)、中層住宅(地上階数3以上5以下の住宅をいう。)及び高層住宅(地上階数6以上の住宅をいう。)の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乗じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30 (ただし、階段室型住棟のものにあっては100分の25)
高層住宅	100分の30

第8 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費(発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。)、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅(当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。)、空き家住宅又は空き建築物の買収に要する費用の1㎡当たりの額(その額が113,000円を超える場合にあっては、113,000円)に買収する不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業

における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額(その額が、木造住宅又は木造建築物の除却工事で21,000円を超える場合にあっては21,000円、非木造住宅又は非木造建築物の除却工事で30,000円を超える場合にあっては30,000円)に除却する不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第3に掲げる開発充当率 を乗じて得た額(その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅 戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額)とする。

1戸当たり建設用地取得費限度額表

(単位:千円)

地域区分	大都市-特特	大都市-特	大都市- I	大都市一Ⅱ	その他
限度額	46, 246	36, 310	30, 080	24, 920	19, 340

- 注1) 地域区分の大都市-I及び大都市-IIは、それぞれ別表第4のその1及びその2 に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市-I及び大都市-IIの区域以外の区域 とする。
- 注2) DIDの区域内の用地については、その他の区域内の用地にあっては大都市-Ⅱの限度額を、大都市-Ⅱの区域内の用地にあっては大都市-Iの限度額を、大都市-Iの区域内の用地にあっては大都市-特の限度額を適用する。
- 注3) 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第3項に規定する既成都市区域 又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市一特の限度額を適用する。
- 注4)注3に掲げる区域内で、かつ、DID区域内である区域内においては、注2及び 注3にかかわらず大都市-特特の限度額を適用する。

口 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用(その額が 2,290,000 円に当該 用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額)と する。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類の項各欄に掲げる区分に応じてそれ ぞれ同表の限度額の項各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

第 11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に 1.5 を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に 応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位:千円/戸)

使用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
補助基本額	1,840	2,020	2, 130	2, 310	2, 430

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費(当該移設工事費が1,010,000円を超える場合にあっては、1,010,000円)を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費(当該補修工事費が 470,000 円を超える場合にあっては、470,000 円)を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用
- ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用(当該費用が 1,620,000 円を超える場合にあっては、1,620,000 円)
- ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮 設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用(当該費用がそれぞれ一時収容施設 の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えること となる額を除く。)
- 二 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により

第12 賃貸施設工事費

1 賃貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。

ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積(専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。)は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当する別表第1(その1)に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y_i^{'}}{Y_i} \times Z_i$$

X :賃貸施設工事費

Yi: 別表第1(その1)に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Yi': 当該施設の補助対象床面積

Zi:別表第1(その1)に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費

(i は、構造別を示す添字である。)

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(15)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,542,000円以下、(9)については1施設当たり693,000円以下、(15)については1施設当たり1,334,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

第13 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した額は、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の1又は3分の2の場合にあっては3で、5分の2の場合にあっては5で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

- 〇その1 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3 (木造住宅の場合は等級2) を適用するものに係る主体附帯工事費
 - 注1) この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3 (木造住宅の場合は等級2) を適用するものに適用する。
 - 注2)地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)					
		(㎡/戸)	I	П	Ш	IV	V	
	特 別		15, 660	15, 350	14, 450	13, 880	13, 840	
木造平家建及び	大都市		-	12,570	11,830	11, 360	11, 330	
	多雪寒冷	74. 7	12, 290	12,040	11, 340	10,890	-	
準耐火構造平屋建	一般		_	11,680	10, 990	10, 560	10, 530	
	奄 美		-	-	-	-	12,860	
	特 別		16, 510	16, 180	15, 330	14, 810	14, 760	
木造2階建及び	大都市		-	13, 370	12,660	12, 230	12, 200	
準耐火構造2階建	多雪寒冷	79. 3	13, 130	12,870	12, 190	11, 780	_	
中间入悟坦乙陷建	一般		_	12, 490	11,830	11, 430	11, 400	
	奄 美		-	-	-	-	14, 010	
	特 別		17, 480	17, 140	16, 100	15, 480	15, 470	
	大都市		-	13, 420	12,610	12, 120	12, 110	
耐火構造平家建	多雪寒冷	74. 7	13, 070	12,810	12, 040	11, 570	-	
	一般		_	12, 230	11, 490	11, 050	11, 040	
	奄 美		_	-	-	_	13, 520	
	特 別		17, 710	17, 360	16, 440	15, 870	15, 860	
	大都市		_	14, 310	13, 550	13, 080	13,070	
耐火構造2階建	多雪寒冷	79. 3	14, 090	13,810	13,080	12,620	_	
	一般		_	13, 340	12,630	12, 190	12, 180	
	奄 美		_	-	-	-	14, 910	
	特 別		16, 060	15, 750	14, 990	14, 530	14, 500	
中層準耐火構造	大都市		_	13,670	13,010	12, 610	12, 580	
(地上階数3階)	多雪寒冷	85. 5	13, 470	13, 200	12, 570	12, 180	-	
(地工的数 3 阳)	一般		-	12,640	12,030	11,660	11,630	
	奄 美		_	-	-	-	14, 950	
市民淮西北井	特 別		17, 660	17, 310	16, 480	15, 970	15, 940	
中層準耐火構造	大都市		-	15, 030	14, 310	13, 860	13, 830	
(地上階数3階)	多雪寒冷	94. 0	14, 810	14, 520	13,820	13, 390	_	
(片廊下型住棟)	一般		_	13, 890	13, 230	12,820	12, 790	
	奄 美		-	-	-	-	16, 440	
中層耐火構造	特 別		16, 510	16, 180	15, 380	14, 900	14, 890	
1 /8 1947 \$ 114 70	大都市		-	14, 050	13, 360	12, 940	12, 930	

(地上階数3階)	多雪寒冷	85. 5	13, 860	13, 590	12, 910	12, 510	_ 1
(2011)	一 般	00.0	-	12, 950	12, 310	11, 930	11, 910
	奄 美		_	-	-	-	15, 250
	特別		18, 150	17, 790	16, 910	16, 380	16, 360
中層耐火構造	大都市		_	15, 450	14, 680	14, 230	14, 210
(地上階数3階)	多雪寒冷	94. 0	15, 240	14, 940	14, 190	13, 750	_
(片廊下型住棟)	一般		_	14, 240	13, 530	13, 110	13, 100
OTANTERNO	奄 美			-	_	_	16, 770
	特 別		16, 300	15, 980	15, 120	14,610	14, 590
中層耐火構造	大都市		_	13, 760	13, 020	12, 580	12, 570
	多雪寒冷	85. 5	13, 540	13, 270	12, 560	12, 130	-
(地上階数4~5階)	一般		-	12,610	11, 930	11, 530	11, 520
	奄 美		-	-	-	-	14, 750
中屋石山井沙	特 別		17, 920	17, 570	16,620	16,060	16, 040
中層耐火構造	大都市			15, 130	14, 320	13, 830	13, 820
(地上階数4~5階)	多雪寒冷	94. 0	14, 890	14, 590	13,810	13, 340	_
(片廊下型住棟)	一般		-	13,870	13, 120	12,680	12,660
	奄 美		-		-		16, 210
	特 別		17,600	17, 260	16, 460	15, 980	15, 960
高層耐火構造	大都市	Į	-	14, 330	13,670	13, 270	13, 260
(地上階数 6 ~ 8 階)	多雪寒冷	101. 1	15, 620	15, 310	14,600	14, 180	-
()EIIFI ()	一 般		_	13, 430	12,810	12, 440	12, 420
	奄 美		_	_	_	_	16, 400
	特別		18, 560	18, 190	17, 430	16, 970	16, 950
高層耐火構造	大都市		-	14, 760	14, 140	13, 760	13, 750
(地上階数 9 ~11 階)	多雪寒冷	101. 1	16, 180	15, 860	15, 200	14, 800	_
(= 1,1,2,4,1	一般		-	13, 680	13, 100	12, 760	12, 740
	奄 美		-	-	-	-	16, 820
	特別		18, 910	18, 540	17,820	17, 390	17, 370
高層耐火構造	大都市		_	15, 990	15, 370	15, 000	14, 980
(地上階数 12~13 階)	多雪寒冷	101. 1	17, 140	16, 810	16, 160	15, 770	_
	一般		=	15, 190	14,600	14, 250	14, 230
	奄 美		-	10.050	10.040	10.540	18, 780
	特別		20, 040	19,650	18, 940	18, 540	18, 520
高層耐火構造	大都市	101 1	10 170	16, 940	16, 340	15, 990	15, 970
(地上階数 14~19 階)	多雪寒冷	101. 1	18, 170	17, 820	17, 180	16, 810	15 170
	<u>一般</u> 奄 美			16, 100	15, 520	15, 180	15, 170
	<u>奄 美</u> 特 別		27, 640	27, 100	26, 300	25, 860	20, 020 25, 830
	大都市		_ 41,040	20, 910			
超高層耐火構造	多雪寒冷	105. 6	23, 360	20, 910	20, 290 22, 230	19, 950 21, 860	19, 930
(地上階数 20 階~)		100.0	_ 45, 500				
	 奄 美			18, 970 -	18, 410	18, 100	18, 080 22, 240
	电 天		_				44, 44U

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		
			(m²/戸)	I	П	
木造平家建及び		特別	76. 3	13, 430	13, 170	
準耐火構造平屋建		一般	10.3	12, 510	12, 270	
木造2階建及び		特別	80.9	13, 730	13, 460	
準耐火構造 2 階建		一般	00.3	13, 040	12, 790	
耐火構造平家建		特別	76.3	14, 280	14, 000	
1012 (11125 2005		一般	, ,,	13, 610	13, 350	
耐火構造2階建		特別	80.9	14, 700	14, 410	
		一般		14, 010	13, 740	
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	87. 1	15, 050	14, 750	
(地上階数3階)		一般		14, 260	13, 980	
(片廊下型以外の住棟)	暖房設備付	特別	85. 5	15, 430	15, 130	
(月) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		一般		14, 640	14, 350	
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	95. 6	16, 510	16, 190	
(地上階数3階)		一般		15, 660	15, 350	
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	94.0	16, 970	16, 640	
() I MI I III M		一般		16, 090	15, 770	
中層耐火構造	燃料庫付	特別	87. 1	15, 550	15, 250	
(地上階数3階)		一般		14, 630	14, 340	
(片廊下型以外の住棟)	暖房設備付	特別	85. 5	15, 970	15, 650	
		一般		15, 010	14, 720	
中層耐火構造	燃料庫付	特別	95.6	17, 070	16, 740	
(地上階数3階)		一般		16, 050	15, 740	
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	94. 0	17, 550	17, 210	
+ R.Z. L. ###		一般 特別		16, 500	16, 180	
中層耐火構造	燃料庫付		87. 1	14, 380 13, 520	14, 100 13, 250	
(地上階数4~5階)		特別		14, 740	14, 450	
(片廊下型以外の住棟)	暖房設備付	一般	85. 5	13, 860	13, 590	
 中層耐火構造		特別		15, 770	15, 460	
	燃料庫付	一般	95. 6	14, 840	14, 550	
(地上階数4~5階)	not == 40.744.7.1	特別	0.1.0	16, 200	15, 890	
(片廊下型住棟)	暖房設備付	一般	94. 0	15, 240	14, 940	
		特別	100.7	14, 320	14, 030	
高層耐火構造	燃料庫付	一般	102. 7	13, 240	12, 980	
(地上階数6~8階)		特別	101 1	14, 610	14, 320	
	暖房設備付	一般	101.1	13, 500	13, 240	
	燃料庫付	特別	102. 7	16, 060	15, 750	
高層耐火構造	WW.4.1 万字 1.1	一般	102.1	14, 850	14, 560	
(地上階数 9~11 階)	暖房設備付	特別	101. 1	16, 310	15, 990	
	700 J PX VIII 1 J	一般	101.1	15, 070	14, 770	
高層耐火構造	燃料庫付	特別	102. 7	17, 080	16, 750	
(地上階数 12~13 階)	\w.\\\ 	一般	102.1	15, 800	15, 490	
(四上門 奴 12 ~13 陌)	暖房設備付	特別	101. 1	17, 320	16, 980	

		一般		16,000	15, 690
	燃料庫付	特別	102. 7	18, 610	18, 250
高層耐火構造	然行車口	一般	102.7	17, 210	16, 870
(地上階数 14~19 階)	暖房設備付	特別	101. 1	18, 810	18, 440
	吸污风闸门	一般	101. 1	17, 390	17, 050
	燃料庫付	特別	107. 2	22, 960	22, 510
高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	然行車口	一般	107. 2	21, 230	20,810
	暖房設備付	特別	105. 6	23, 250	22, 790
	吸方以哺刊	一般	105. 0	21, 490	21,070

(沖縄)

(11/1/4/2)		
構造別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74. 7	11, 390
木造2階建及び準耐火構造2階建	79. 3	12, 700
耐火構造平家建	74. 7	12, 750
耐火構造2階建	79. 3	13, 530
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	14, 220
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94. 0	15, 640
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	14, 520
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94. 0	15, 970
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	13, 280
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	94. 0	14, 610
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	101. 1	14, 070
高層耐火構造 (地上階数 9~11 階)	101. 1	15, 860
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	101. 1	17, 010

〇その2 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2 (木造住宅の場合は等級1) を適用するもの等に係る主体附帯工事費

注1) この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2 (木造住宅の場合は等級1)を適用するものに適用する。

注2)地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積		 1 戸当た	 り主体附着 (千円/戸)	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
		(㎡/戸)	I	П	Ш	IV	V
	特 別		14, 910	14, 620	13, 760	13, 220	13, 180
木造平家建及び	大都市		_	11,970	11, 260	10,820	10, 790
	多雪寒冷	74. 7	11,700	11, 470	10,800	10, 370	_
準耐火構造平屋建	一般		_	11, 120	10, 470	10,060	10,030
	奄 美		-	-	-	-	12, 250
	特 別		15, 720	15, 410	14, 590	14, 100	14,060
木造2階建及び	大都市		_	12, 730	12,060	11,650	11,610
	多雪寒冷	79. 3	12,500	12, 260	11,610	11, 220	-
準耐火構造 2 階建	一般		_	11, 900	11, 270	10,890	10,850
	奄 美		-	-	-	-	13, 340
	特 別		16,650	16, 320	15, 330	14, 740	14, 730
	大都市		_	12, 780	12,000	11, 540	11,530
耐火構造平家建	多雪寒冷	74. 7	12, 440	12, 200	11, 460	11,020	-
	一般		_	11,650	10, 940	10, 520	10, 510
	奄 美		-	-	-	-	12,870
	特 別		16,870	16, 540	15, 660	15, 110	15, 100
	大都市	79. 3	_	13,630	12,900	12, 450	12, 440
耐火構造2階建	多雪寒冷		13, 410	13, 150	12, 450	12,020	_
	一般		_	12, 700	12,030	11,610	11,600
	奄 美		-	-	-	-	14, 200
	特 別		16,000	15, 690	14, 930	14, 470	14, 440
中層準耐火構造	大都市		_	13, 620	12, 960	12, 560	12, 540
(地上階数3階)	多雪寒冷	85. 5	13, 420	13, 150	12, 520	12, 130	-
(近上門教の門	一般		_	12, 590	11, 990	11,610	11, 590
	奄 美		-	-	-	-	14, 900
由民淮耐ル機选	特 別		17, 590	17, 250	16, 420	15, 910	15, 880
中層準耐火構造	大都市		_	14, 970	14, 250	13, 810	13, 780
(地上階数3階)	多雪寒冷	94. 0	14, 750	14, 460	13, 770	13, 340	-
(片廊下型住棟)	一般		_	13, 840	13, 180	12, 770	12, 740
	奄 美		-	-	-		16, 380
4 E 7 1 1 + 1 / 1 ·	特 別		16, 440	16, 120	15, 320	14, 840	14, 830
中層耐火構造	大都市		_	14, 000	13, 310	12, 890	12,880
(地上階数3階)	多雪寒冷	85. 5	13,810	13, 530	12,860	12, 460	_
	一般		-	12,900	12, 260	11,880	11,870

	奄 美		_	_	_	_	15, 200
	特別		18,080	17, 720	16, 840	16, 320	16, 300
中層耐火構造	大都市		-	15, 390	14, 630	14, 170	14, 160
(地上階数3階)	多雪寒冷	94. 0	15, 180	14, 880	14, 140	13, 700	_
(片廊下型住棟)	一 般	2 27 1		14, 190	13, 480	13, 060	13, 050
() () () () () () () () () () () () () (奄 美	•	_	-	-	-	16, 710
	特 別		16, 240	15, 920	15, 060	14, 550	14, 540
中層耐火構造	大都市			13, 710	12, 970	12, 530	12, 520
	多雪寒冷	85. 5	13, 490	13, 220	12, 510	12, 090	_
(地上階数4~5階)	一 般		_	12, 570	11, 890	11, 490	11, 470
	奄 美		_	_	_	_	14, 690
	特 別		17,850	17, 500	16, 560	16,000	15, 980
中層耐火構造	大都市		-	15, 070	14, 260	13, 780	13, 770
(地上階数4~5階)	多雪寒冷	94. 0	14, 830	14, 540	13, 750	13, 290	=
(片廊下型住棟)	一 般		_	13, 820	13, 070	12,630	12,620
O 1 /2/2 1	奄 美		_	-	_	_	16, 150
	特 別	_ _	17, 390	17, 050	16, 260	15, 790	15, 770
高層耐火構造	大都市		_	14, 160	13, 510	13, 110	13, 100
	多雪寒冷	101.1	15, 440	15, 130	14, 430	14, 010	_
(地上階数6~8階)	一般		_	13, 270	12,660	12, 290	12, 280
	奄 美		-	-	-	-	16, 200
	特 別		18, 340	17, 980	17, 220	16, 770	16, 760
高層耐火構造	大都市		_	14, 580	13, 970	13,600	13, 590
	多雪寒冷	101. 1	15, 990	15, 680	15, 020	14, 620	
(地上階数 9 ~11 階)	一般		_	13, 510	12, 950	12,610	12, 590
	奄 美		-	-	-	-	16, 620
	特 別		18, 690	18, 320	17, 610	17, 180	17, 170
高層耐火構造	大都市		_	15,800	15, 190	14, 820	14,810
(地上階数 12~13 階)	多雪寒冷	101. 1	16, 940	16,610	15, 970	15, 580	_
(2011)自致 12 - 13 阳)	一般		_	15, 010	14, 430	14, 080	14,060
	奄 美		-	-	-	-	18, 560
	特 別		19,810	19, 420	18, 720	18, 320	18, 300
高層耐火構造	大都市		_	16, 750	16, 150	15, 800	15, 780
(地上階数 14~19 階)	多雪寒冷	101. 1	17, 960	17, 610	16, 970	16, 610	-
	一般		_	15, 910	15, 340	15, 010	14, 990
	奄 美		-	-	-	-	19, 790
	特 別		27, 320	26, 780	25, 990	25, 560	25, 530
超高層耐火構造	大都市		_	20,660	20, 050	19, 720	19, 700
(地上階数 20 階~)	多雪寒冷	105.6	23, 090	22, 640	21, 970	21,600	_
(*************************************	一般		_	18, 740	18, 190	17, 890	17,870
	奄 美						21, 980

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積	1 戸当たり i (千円	主体附帯工事 /戸)
			(m²/戸)	Ι	П
木造平家建及び				12, 790	12, 540
準耐火構造平屋建	. —		76. 3	11, 910	11, 680
木造2階建及び		特別	80. 9	13, 080	12, 810
準耐火構造2階建		一般	80.9	12, 420	12, 180
耐火構造平家建		特別	76. 3	13, 600	13, 340
顺八悟起十多足		一般	10.0	12, 960	12, 720
耐火構造2階建		特別	80. 9	14, 000	13, 730
1017 (Træ 2 Pake		一般	00.0	13, 340	13, 080
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	87. 1	14, 990	14, 700
(地上階数3階)	/3///1/4-13	一般	01.1	14, 210	13, 930
	暖房設備付	特別	85. 5	15, 370	15, 070
(片廊下型以外の住棟)	15000 BC VIII 1 3	一般		14, 580	14, 300
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	95.6	16, 450	16, 130
(地上階数3階)	7,11,11,11	一般		15, 600	15, 290
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	94.0	16, 910	16, 570
(万郎下至任保)	3 13 1 1 1 1 1 1	一般		16, 030	15, 710
中層耐火構造	燃料庫付	特別	87. 1	15, 500	15, 190
(地上階数3階)		一般		14, 570	14, 290
(片廊下型以外の住棟)	暖房設備付	特別	85. 5	15, 910	15, 590
()		一般		14, 950	14, 660
中層耐火構造	燃料庫付	特別	95. 6	17, 010	16, 680
(地上階数3階)		一般		15, 990	15, 680
(片廊下型住棟)	暖房設備付		94.0	17, 490	17, 140
() 加工主工体/		一般		16, 440	16, 120
中層耐火構造	燃料庫付	特別	87. 1	14, 320	14, 040
(地上階数 4~5階)		一般		13, 470	13, 200
(片廊下型以外の住棟)	暖房設備付	特別	85. 5	14, 690	14, 400
() [[] [] [] [] [] [] [] [] []		一般		13, 810	13, 540
中層耐火構造	燃料庫付	特別	95. 6	15, 710	15, 410
(地上階数 $4 \sim 5$ 階)		一般		14, 780	14, 490
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	94.0	16, 140	15, 830
(7) 7		一般		15, 180	14, 880
高層耐火構造	燃料庫付	特別	102.7	14, 150	13, 870
		一般		13, 080	12, 820
(地上階数6~8階)	暖房設備付	特別	101. 1	14, 440	14, 150
		一般	1	13, 350	13, 080
高層耐火構造	燃料庫付	特別	102. 7	15, 870	15, 560
		一般		14, 680	14, 390
(地上階数 9~11 階)	暖房設備付	特別	101.1	16, 110	15, 800
		一般	1	14, 890	14, 600
高層耐火構造	燃料庫付	特別	102. 7	16, 880	16, 550
(地上階数 12~13 階)	暖房設備付		101. 1	15, 610 17, 110	15, 300 16, 780

		一般		15, 820	15, 510
	燃料庫付	特別	102. 7	18, 390	18, 030
高層耐火構造	次/47年1.1	一般	102. 1	17, 010	16, 670
(地上階数 14~19 階)	暖房設備付	特別	101. 1	18, 590	18, 230
	极为欧洲门	一般	101. 1	17, 190	16, 850
	燃料庫付	特別	107. 2	22, 690	22, 250
高層耐火構造	次/47座1.1	一般	107. 2	20, 980	20, 570
(地上階数 20 階~)	暖房設備付	特別	105. 6	22, 970	22, 520
	吸厉以哺刊	一般	105. 0	21, 240	20,820

(沖縄)

	F	
構造別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74. 7	10, 840
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79. 3	12, 100
耐火構造平家建	74. 7	12, 140
耐火構造2階建	79. 3	12, 880
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	14, 170
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94. 0	15, 580
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	14, 460
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94. 0	15, 910
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	85. 5	13, 230
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	94. 0	14, 550
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	101.1	13, 910
高層耐火構造 (地上階数 9 ~11 階)	101. 1	15, 680
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	101.1	16, 810

- 〇その3 地域優良賃貸住宅(地方公共団体が整備するものに限る)のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3(木造住宅の場合は等級2)を適用するものに係る主体附帯工事費
 - 注1) この表は、地域優良賃貸住宅(地方公共団体が整備するものに限る)のうち日本 住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3(木造住宅の場合は等級2)を適用 するものに適用する。
 - 注2)地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積			り主体附る (千円/戸)		
		(㎡/戸)	I	П	Ш	IV	V
	特 別		17, 040	16,680	15, 720	15, 090	15, 060
木造平家建及び	大都市		-	13,650	12,870	12, 360	12, 300
	多雪寒冷	81. 3	13, 350	13, 080	12, 330	11,850	-
準耐火構造平屋建 	一般		_	12,690	11, 940	11, 490	11, 430
	奄 美		_	-	-	-	13, 980
	特 別		17, 880	17, 520	16, 590	16, 020	15, 990
木造2階建及び	大都市			14, 460	13, 710	13, 230	13, 200
┃ 準耐火構造2階建	多雪寒冷	85. 9	14, 220	13, 920	13, 200	12, 750	-
平顺八冊起 2 陌建	一般		_	13, 530	12,810	12, 360	12, 330
	奄 美		_	_	-	_	15, 150
	特 別		19, 020	18, 630	17, 520	16, 830	16, 830
	大都市		_	14, 580	13, 710	13, 170	13, 170
耐火構造平家建	多雪寒冷	81. 3	14, 220	13, 920	13, 080	12, 570	_
	一般		_	13, 290	12, 480	12,000	12,000
	奄 美		_	_	_	_	14, 700
	特 別		19, 170	18, 780	17, 790	17, 190	17, 160
	大都市		-	15, 480	14, 670	14, 160	14, 130
耐火構造2階建	多雪寒冷	85. 9	15, 240	14, 940	14, 160	13,650	_
	一般		_	14, 430	13, 680	13, 200	13, 170
	奄 美		_	_	_	_	16, 140
	特 別		17, 280	16, 950	16, 140	15, 630	15, 600
中層準耐火構造	大都市		_	14, 700	14, 010	13, 560	13, 530
(地上階数3階)	多雪寒冷	92. 1	14, 490	14, 220	13, 530	13, 110	-
	般		_	13, 590	12, 930	12, 540	12, 510
	奄 美		_	_	_	_	16, 080
中層準耐火構造	特 別		18, 870	18, 510	17, 610	17,070	17, 040
	大都市		_	16, 080	15, 300	14,820	14, 790
(地上階数3階)	多雪寒冷	100.6	15, 840	15, 510	14, 790	14, 310	_
(片廊下型住棟)	一 般		_	14, 850	14, 130	13, 710	13, 680
	奄 美		_	-	_	-	17, 580
中層耐火構造	特 別		17, 760	17, 430	16, 560	16, 050	16, 020
1 /日 1147 > 114 /	大都市		_	15, 120	14, 370	13, 920	13, 920

(地上階数3階)	多雪寒冷	92. 1	14, 910	14,610	13, 890	13, 470	_
(ADITING O LEA)	一 般	<i>52.</i> 1	-	13, 950	13, 230	12, 840	12, 81
	奄 美		_	-	-	-	16, 41
	特別		19, 410	19,020	18,090	17,520	17, 49
中層耐火構造	大都市		-	16, 530	15, 690	15, 210	15, 2
(地上階数3階)	多雪寒冷	100.6	16, 290	15, 960	15, 180	14, 700	
(片廊下型住棟)	一般		_	15, 210	14, 460	14, 010	14, 0
() M 至区()	奄 美		-	_	_	_	17, 9
	特 別		17, 550	17, 190	16, 260	15, 720	15, 6
中層耐火構造	大都市		-	14, 820	14, 010	13, 530	13, 5
	多雪寒冷	92. 1	14, 580	14, 280	13, 500	13, 050	_
(地上階数4~5階)	一般		_	13, 560	12, 840	12, 390	12, 3
	奄 美		-	_	-	_	15, 8
	特 別		19, 170	18, 780	17, 760	17, 160	17, 1
中層耐火構造	大都市		-	16, 170	15, 300	14, 790	14, 7
(地上階数4~5階)	多雪寒冷	100.6	15, 930	15,600	14, 760	14, 250	_
(片廊下型住棟)	一般		_	14, 820	14, 040	13, 560	13, 5
	奄 美		_	_	-	-	17, 3
	特 別		18, 750	18, 360	17, 520	17, 010	16, 9
高層耐火構造	大都市	107. 7	_	15, 240	14, 550	14, 130	14, 1
(地上階数6~8階)	多雪寒冷		16, 620	16, 290	15, 540	15, 090	_
(地工階級 0,00階)	一般		_	14, 280	13, 620	13, 230	13, 2
	奄 美			_	-	_	17, 4
	特 別		19, 740	19, 380	18, 540	18,060	18, 0
高層耐火構造	大都市		_	15, 690	15, 030	14, 640	14, 6
(地上階数 9 ~11 階)	多雪寒冷	107. 7	17, 220	16, 890	16, 170	15, 750	_
(元工)自数 3 - 11 阳)	一般		_	14, 550	13, 950	13, 560	13, 5
	奄 美		-	-	-	-	17, 9
	特 別		20, 130	19, 740	18, 960	18, 510	18, 4
高層耐火構造	大都市		_	17,010	16, 350	15, 960	15, 9
(地上階数 12~13 階)	多雪寒冷	107.7	18, 240	17,880	17, 190	16, 770	_
(2011)	一般			16, 170	15, 540	15, 150	15, 1
	奄 美			_	_	_	19, 9
	特別		21, 330	20, 910	20, 160	19, 740	19, 7
高層耐火構造	大都市		_	18, 030	17, 400	17, 010	17, 0
(地上階数 14~19 階)	多雪寒冷	107.7	19, 350	18, 960	18, 270	17, 880	_
Camina Camina	一 般		_	17, 130	16, 530	16, 170	16, 1
	奄 美		_	_	-	_	21, 3
	特別		29, 370	28, 770	27, 930	27, 450	27, 4
超高層耐火構造	大都市		_	22, 200	21, 540	21, 180	21, 1
(地上階数 20 階~)	多雪寒冷	112. 2	24, 810	24, 330	23, 610	23, 220	_
,, ,, ,, ,, ,, ,			_	20, 130	19, 530	19, 200	19, 2
	奄 美		_	_	-	_	23, 6

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積	1戸当たり主 (千円	体附帯工事費 /戸)
			(m²/戸)	I	П
木造平家建及び		特別	82. 9	14, 580	14, 280
準耐火構造平屋建		一般	02. 9	13, 590	13, 320
木造2階建及び		特別	87. 5	14, 850	14, 550
準耐火構造2階建		一般	67.5	14, 100	13,800
耐火構造平家建		特別	82. 9	15, 510	15, 210
而八冊坦干水足		一般	02. 3	14, 790	14, 490
耐火構造2階建		特別	87. 5	15, 900	15, 570
间入冊起召相在		一般	01.0	15, 150	14, 850
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	93. 7	16, 170	15, 870
(地上階数3階)	W/4.1/±1.1	一般	55. 1	15, 330	15, 030
	暖房設備付	特別	92. 1	16, 620	16, 290
(片廊下型以外の住	1927/3 BX MII 1 3	一般	02.1	15, 750	15, 450
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	102. 2	17, 640	17, 280
(地上階数3階)	/3/11/13	一般	1001	16, 740	16, 410
	暖房設備付	特別	100.6	18, 150	17, 790
(片廊下型住棟)	12000 BK MIL 1	一般	1000	17, 190	16, 860
中層耐火構造	燃料庫付	特別	93. 7	16, 710	16, 380
(地上階数3階)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	一般		15, 720	15, 420
(片廊下型以外の住	暖房設備付	特別	92. 1	17, 190	16, 860
() 協工主め/下ツ圧		一般		16, 140	15, 840
中層耐火構造	燃料庫付	特別	102. 2	18, 240	17, 880
(地上階数3階)		一般		17, 130	16, 800
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	100.6	18, 780	18, 390
(月刷1至压休)		一般		17, 640	17, 310
中層耐火構造	燃料庫付	特別	93. 7	15, 450	15, 150
(地上階数4~5階)		一般		14, 520	14, 250
(片廊下型以外の住	暖房設備付	特別	92. 1	15, 870	15, 540
() May 1200 13 12		一般		14, 910	14, 610
中層耐火構造	燃料庫付	特別	102. 2	16, 860	16, 530
(地上階数4~5階)		一般		15, 840	15, 540
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	100.6	17, 340	16, 980
↑ 1 \sit 1 → 1 \rangle \rangle \rangle \rangle		一般		16, 290	15, 960
高層耐火構造	燃料庫付	特別	109. 3	15, 210	14, 910
		一般		14, 070	13, 800
(地上階数6~8階)	暖房設備付	特別	107.7	15, 540	15, 240
		一般		14, 370	14, 100
高層耐火構造	燃料庫付	特別	109.3	17, 070	16, 740
		一般		15, 780	15, 480
(地上階数 9~11 階)	暖房設備付	特別	107.7	17, 340	17, 010
		一般		16, 050	15, 720
高層耐火構造	燃料庫付	特別	109.3	18, 180	17, 820
(地上階数 12~13 階)	暖房設備付	一般 特別	107. 7	16, 800 18, 420	16, 470 18, 060

		一般		17,040	16, 710
	燃料庫付	特別	109.3	19,800	19, 410
高層耐火構造	然付单门	一般	109. 3	18, 300	17, 940
(地上階数 14~19 階)	暖房設備付	特別	107. 7	20, 040	19, 620
	吸污欧洲门	一般	101.1	18, 510	18, 150
	燃料庫付	特別	113.8	24, 360	23, 880
高層耐火構造	然付净门	一般	113. 0	22, 530	22, 080
(地上階数 20 階~)	暖房設備付	特別	112. 2	24,690	24, 210
	吸厉欧洲门	一般	112. 2	22, 830	22, 380

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	12, 390
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85. 9	13, 740
耐火構造平家建	81. 3	13, 860
耐火構造2階建	85. 9	14, 640
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92. 1	15, 300
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16, 710
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92. 1	15, 630
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	17, 070
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	92. 1	14, 280
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	100.6	15, 630
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	107. 7	14, 970
高層耐火構造 (地上階数 9 ~11 階)	107. 7	16, 890
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	107.7	18, 120

- ○その4 地域優良賃貸住宅(地方公共団体が整備するものに限る)のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2(木造住宅の場合は等級1)を適用するもの及び地域優良賃貸住宅(地方公共団体が整備するものを除く)に係る主体附帯工事費
 - 注1) この表は、地域優良賃貸住宅(地方公共団体が整備するものに限る)のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2(木造住宅の場合は等級1)を適用するもの及び地域優良賃貸住宅(地方公共団体が整備するものを除く)に適用する。注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積	-		 ニり主体附着 (千円/戸)		
		(㎡/戸) B	I	П	Ш	IV	V
	特 別		16, 200	15, 900	14, 970	14, 370	14, 340
木造平家建及び	大都市		ı	13, 020	12, 240	11, 760	11,730
	多雪寒冷	81. 3	12, 720	12, 480	11, 730	11, 280	_
準耐火構造平屋建	一般		_	12,090	11, 370	10, 920	10,890
	奄 美		-	-	-	-	13, 320
	特 別		17,010	16, 680	15, 780	15, 270	15, 210
木造2階建及び	大都市		_	13, 770	13, 050	12,600	12, 570
準耐火構造 2 階建	多雪寒冷	85. 9	13, 530	13, 260	12, 570	12, 120	_
中侧八倍足乙陷足	一般		_	12,870	12, 180	11, 790	11, 730
	奄 美		_	_	_	_	14, 430
	特 別		18, 090	17, 760	16, 680	16, 020	16, 020
	大都市		_	13, 890	13, 050	12, 540	12, 540
耐火構造平家建	多雪寒冷	81. 3	13, 530	13, 260	12, 450	11, 970	-
	一般		-	12,660	11, 910	11, 430	11, 430
	奄 美		-		-	-	13, 980
	特 別		18, 240	17, 910	16, 950	16, 350	16, 350
	大都市		-	14, 730	13, 950	13, 470	13, 470
耐火構造2階建	多雪寒冷	85. 9	14, 520	14, 220	13, 470	13, 020	-
	一般		-	13, 740	13, 020	12, 570	12, 540
	奄 美		-	-	-	-	15, 360
	特 別		17, 220	16, 890	16, 080	15, 570	15, 540
中層準耐火構造	大都市		-	14, 640	13, 950	13, 530	13, 500
(地上階数3階)	多雪寒冷	92. 1	14, 430	14, 160	13, 470	13, 050	-
(地工)性数 5 伸/	一般		-	13, 560	12, 900	12, 510	12, 480
	奄 美		-	-	-	-	16, 020
市民淮西北港进	特 別		18, 810	18, 450	17, 550	17, 010	16, 980
中層準耐火構造	大都市		-	16, 020	15, 240	14, 760	14, 730
(地上階数3階)	多雪寒冷	100.6	15, 780	15, 450	14, 730	14, 250	-
(片廊下型住棟)	一般		-	14, 790	14, 100	13, 650	13, 620
	奄 美		-	-	-	-	17, 520
中層耐火構造	特 別		17, 700	17, 340	16, 500	15, 960	15, 960

(地上階数3階)	大都市		l _	15, 060	14, 310	13, 860	13, 860
(7011/19)(0)11/	多雪寒冷	92. 1	14, 850	14, 550	13, 830	13, 410	-
	一般		-	13, 890	13, 200	12, 780	12, 780
	奄 美		_	_	_	_	16, 350
	特 別		19, 320	18, 960	18,000	17, 460	17, 430
中層耐火構造	大都市		_	16, 470	15, 630	15, 150	15, 150
(地上階数3階)	多雪寒冷	100.6	16, 230	15, 900	15, 120	14, 640	
(片廊下型住棟)	一 般		_	15, 180	14, 400	13, 950	13, 950
	奄 美		_	_	-	-	17, 850
	特 別		17, 490	17, 130	16, 200	15, 660	15, 630
中層耐火構造	大都市		_	14, 760	13, 950	13, 500	13, 470
(地上階数4~5階)	多雪寒冷	92. 1	14, 520	14, 220	13, 470	13, 020	-
(地工階級4,00階)	一般		_	13, 530	12, 780	12, 360	12, 360
	奄 美		_	_	-	_	15, 810
中国新心構造	特別		19, 080	18, 720	17, 700	17, 100	17, 100
中層耐火構造	大都市		_	16, 110	15, 240	14, 730	14, 730
(地上階数4~5階)	多雪寒冷	100.6	15, 870	15, 540	14, 700	14, 220	-
(片廊下型住棟)	一般		_	14, 760	13, 980	13, 500	13, 500
	奄 美		_	_	_	_	17, 280
	特別		18, 510	18, 150	17, 310	16, 800	16, 800
高層耐火構造	大都市		_	15, 060	14, 370	13, 950	13, 950
(地上階数 6 ~ 8 階)	多雪寒冷	107. 7	16, 440	16, 110	15, 360	14, 910	-
	一般		_	14, 130	13, 470	13, 080	13, 050
	奄 美		_	_	_	_	17, 250
	特別		19, 530	19, 140	18, 330	17, 850	17, 820
高層耐火構造	大都市		_	15, 510	14, 880	14, 490	14, 460
(地上階数 9~11 階)	多雪寒冷	107. 7	17, 010	16, 680	15, 990	15, 570	-
	一 般		_	14, 370	13, 770	13, 410	13, 410
	奄 美		-	-	-	-	17, 700
	特別		19, 890	19, 500	18, 750	18, 300	18, 270
高層耐火構造	大都市	107.7	10 000	16, 800	16, 170	15, 780	15, 750
(地上階数 12~13 階)	多雪寒冷	107. 7	18, 030	17,670	17, 010	16, 590	14 070
	<u>一般</u> 奄 美		_	15, 960	15, 360	14, 970	14, 970
	特別		21, 090	20,670	19, 920	19, 500	19, 770 19, 470
\$ R Z 1 # '#	大都市			17, 820	17, 190	16, 800	16, 800
高層耐火構造	多雪寒冷	107.7	19, 110	18, 750	18, 060	17, 670	-
(地上階数 14~19 階)	クョ 一般	101.1	-	16, 920	16, 320	15, 960	15, 960
	奄 美		_	-	-	-	21, 060
	特別		29, 010	28, 440	27, 600	27, 150	27, 120
超高層耐火構造	大都市		-	21, 930	21, 300	20, 940	20, 910
	多雪寒冷	112. 2	24, 510	24, 030	23, 310	22, 920	-
(地上階数 20 階~)	一 般	·==· =	-	19, 890	19, 320	18, 990	18, 960
	奄 美		-	_	_	_	23, 340

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		
			(m²/戸)	Ι	П	
木造平家建及び		特別	82. 9	13, 890	13,620	
準耐火構造平屋建		一般	02. 9	12, 930	12,660	
木造2階建及び		特別	87. 5	14, 130	13, 830	
準耐火構造2階建		一般	61.5	13, 410	13, 140	
耐火構造平家建		特別	82. 9	14, 760	14, 460	
川八府垣「永足		一般	02. 0	14, 070	13, 800	
耐火構造2階建		特別	87. 5	15, 120	14,820	
		一般	01.0	14, 430	14, 130	
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	93. 7	16, 110	15, 810	
(地上階数3階)	₩/4/1/ 左 11	一般	30. 1	15, 270	14, 970	
	暖房設備付	特別	92. 1	16, 530	16, 230	
(片廊下型以外の住	192793 BX MII 1 1	一般	02.1	15, 690	15, 390	
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	102. 2	17, 580	17, 220	
(地上階数3階)	/3/11/13	一般	1011	16, 650	16, 350	
	暖房設備付	特別	100.6	18, 090	17, 730	
(片廊下型住棟)	12000 BX MIL 1 3	一般	2000	17, 130	16, 800	
中層耐火構造	燃料庫付	特別	93. 7	16, 650	16, 320	
(地上階数3階)	7,111111	一般		15, 660	15, 360	
(片廊下型以外の住	暖房設備付	特別	92. 1	17, 130	16, 770	
—————————————————————————————————————		一般		16, 080	15, 780	
中層耐火構造	燃料庫付	特別	102. 2	18, 180	17, 820	
(地上階数3階)		一般		17, 070	16, 740	
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	100.6	18, 690	18, 330	
		一般		17, 580	17, 220	
中層耐火構造	燃料庫付	特別	93. 7	15, 390	15, 090	
(地上階数4~5階)		一般		14, 460	14, 190	
(片廊下型以外の住	暖房設備付	特別	92. 1	15, 810	15, 480	
OTAN LESS LA		一般		14, 850	14, 580	
中層耐火構造	燃料庫付	特別	102. 2	16, 770	16, 470	
(地上階数4~5階)		一般		15, 780	15, 480	
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	100.6	17, 250	16, 920	
		一般		16, 230	15, 900	
高層耐火構造	燃料庫付	特別	109. 3	15, 030	14, 760	
		一般		13, 920	13, 620	
(地上階数6~8階)	暖房設備付	特別	107.7	15, 360	15, 060	
		一般		14, 190	13, 920	
高層耐火構造	燃料庫付	特別	109.3	16, 890	16, 560	
		一般		15, 600	15, 300	
(地上階数 9~11 階)	暖房設備付	特別	107.7	17, 160	16, 800	
		一般		15, 840	15, 540	
高層耐火構造	燃料庫付	特別	109.3	17, 940	17,610	
(地上階数 12~13 階)	暖房設備付	一般 特別	107. 7	16, 590 18, 210	16, 260 17, 850	

		一般		16, 830	16, 500
	燃料庫付	特別	109.3	19, 560	19, 170
高層耐火構造	然行库门	一般	109. 3	18,090	17, 730
(地上階数 14~19 階)	暖房設備付	特別	107. 7	19,800	19, 410
	吸/分以闸门	一般	101.1	18, 300	17, 940
	燃料庫付	特別	113.8	24,060	23, 610
高層耐火構造		一般		22, 260	21,810
(地上階数 20 階~)	暖房設備付	特別	110.0	24, 390	23, 910
	吸方政備刊	一般	112. 2	22, 560	22, 110

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81. 3	11, 790
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85. 9	13, 080
耐火構造平家建	81. 3	13, 200
耐火構造 2 階建	85. 9	13, 950
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92. 1	15, 240
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	16, 650
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92. 1	15, 570
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	17, 010
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	92. 1	14, 220
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	100.6	15, 570
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	107. 7	14, 790
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	107. 7	16, 680
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	107. 7	17, 910

〇その5 サービス付き高齢者向け住宅に係る主体附帯工事費

- 注1) この表は、サービス付き高齢者向け住宅に適用する。
- 注2)地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費基本額 (千円/戸)				主体附帯工事費 面積係数(千円/㎡)					
		I	П	Ш	IV	V	I	П	Ш	IV	V
1.24	特 別	5, 528	5, 419	5, 101	4,900	4,885	126	123	116	111	111
木造平家建	大都市	_	4, 436	4, 175	4,011	3, 999	_	101	95	91	91
及び	多雪寒冷	4, 337	4, 252	4,002	3, 844	_	99	97	91	87	_
準耐火構造平屋建	一般	_	4, 123	3, 881	3, 728	3, 717		94	88	85	84
	奄 美	_	-	-	_	4, 541	_	_	-	_	103
大 法 0 账进	特 別	5,610	5, 500	5, 208	5, 032	5, 017	127	125	118	114	114
木造2階建	大都市	-	4, 543	4, 302	4, 157	4, 144	-	103	98	94	94
及び	多雪寒冷	4, 462	4, 375	4, 142	4,002	_	101	99	94	91	_
準耐火構造2階建	一般	-	4, 246	4,021	3, 885	3, 873	-	96	91	88	88
	奄 美	_	_	_	_	4, 760	_	_	_	_	108
	特 別	6, 171	6,050	5, 684	5, 465	5, 460	140	137	129	124	124
	大都市	-	4, 736	4, 449	4, 278	4, 274	-	108	101	97	97
耐火構造平家建	多雪寒冷	4,613	4, 522	4, 249	4,085	-	105	103	97	93	-
	一般	-	4, 318	4,057	3, 901	3, 897	-	98	92	89	89
	奄 美	-			_	4, 771	_	_	_	_	108
	特 別	6,019	5, 901	5, 588	5, 394	5, 388	137	134	127	123	122
	大都市	-	4,862	4,605	4, 445	4, 440	-	111	105	101	101
耐火構造2階建	多雪寒冷	4, 787	4, 693	4, 444	4, 290	-	109	107	101	98	-
	一般	-	4, 532	4, 292	4, 142	4, 138	-	103	98	94	94
	奄 美	-	-	-	_	5, 067	-	_	_	-	115
	特 別	5, 437	5, 330	5,074	4, 917	4, 907	124	121	115	112	112
中層準耐火構造	大都市	-	4,627	4, 405	4, 268	4, 260	-	105	100	97	97
(地上階数3階)	多雪寒冷	4, 559	4, 469	4, 255	4, 123	-	104	102	97	94	-
(元二)自致 5 阳	一般	-	4, 278	4,072	3, 946	3, 938	-	97	93	90	90
	奄 美	-	-	-	_	5,061	_	_	-	_	115
市屋淮武县	特別	5,609	5, 499	5, 235	5, 073	5, 063	127	125	119	115	115
中層準耐火構造	大都市	-	4, 773	4, 544	4, 403	4, 395	-	108	103	100	100
(地上階数3階)	多雪寒冷	4, 703	4,611	4, 390	4, 254	-	107	105	100	97	-
(片廊下型住棟)	一般	-	4, 413	4, 201	4,071	4,063	-	100	95	93	92
	奄 美	-	-	-	_	5, 222	_	_	-	_	119
	特 別	5, 587	5, 477	5, 205	5, 043	5, 038	127	124	118	115	115
中層耐火構造	大都市	_	4, 757	4, 521	4, 380	4, 376	_	108	103	100	99
(地上階数3階)	多雪寒冷	4, 691	4, 599	4, 370	4, 234	_	107	105	99	96	_
(地工酒数 3 酒)	一般	-	4, 384	4, 166	4, 037	4,033	_	100	95	92	92
	奄 美	_	-	-	-	5, 163	-	_	-	_	117
中層耐火構造	特 別	5, 764	5, 651	5, 370	5, 203	5, 198	131	128	122	118	118
1 /日四八八円/巳	大都市	-	4, 908	4,664	4, 519	4, 515	-	112	106	103	103

(地上階数3階)	多雪	寒冷	4, 839	4, 744	4, 509	4, 369	_	110	108	102	99	_
(片廊下型住棟)	_	般	-	4, 523	4, 298	4, 165	4, 161	-	103	98	95	95
	奄	美	_			-	5, 327	_	_	-	_	121
	特	別	5, 517	5, 409	5, 117	4, 944	4, 939	125	123	116	112	112
中層耐火構造	大者	羽 市	-	4,659	4, 407	4, 258	4, 254	-	106	100	97	97
(地上階数4~5	多雪	寒冷	4, 583	4, 493	4, 251	4, 107	-	104	102	97	93	-
階)		般	-	4, 269	4, 039	3, 903	3, 899	-	97	92	89	89
	奄	美	-	-	-	-	4, 992	-	-	-	_	113
中層耐火構造	特	別	5, 692	5, 580	5, 279	5, 101	5, 096	129	127	120	116	116
(地上階数	大者	羽 市	_	4,806	4, 547	4, 393	4, 389	_	109	103	100	100
(==, n >> :	多雪	寒冷	4,728	4,636	4, 386	4, 237	-	107	105	100	96	_
4~5階)	_	般	_	4, 405	4, 167	4,026	4,022	_	100	95	92	91
(片廊下型住棟)	奄	美	-	_	_	-	5, 150	-	_	_	_	117
⇒ B ₹ 1 . ## '#	特	別	5, 275	5, 171	4, 932	4, 788	4, 784	120	118	112	109	109
高層耐火構造	大者	羽 市	_	4, 295	4,096	3, 977	3, 973	-	98	93	90	90
(地上階数	多雪	寒冷	4,681	4, 589	4, 377	4, 249	-	106	104	99	97	_
6~8階)	_	般	_	4,025	3,839	3, 727	3, 723	-	91	87	85	85
	奄	美	-	-	-	-	4, 914	-	_	_	_	112
⇒ B ₹ 1. ## '#	特	別	5, 561	5, 452	5, 223	5, 086	5, 081	126	124	119	116	115
高層耐火構造	大者	羽 市	_	4, 422	4, 236	4, 125	4, 121	-	100	96	94	94
(地上階数	多雪	寒冷	4,849	4, 754	4, 554	4, 435	-	110	108	104	101	_
9~11階)	_	般	_	4,098	3, 926	3,823	3,819	-	93	89	87	87
	奄	美	_	_	_	_	5,041	_	_	_	_	115
克尼 <u>亚</u> 山排冲	特	別	5,666	5, 555	5, 341	5, 211	5, 206	129	126	121	118	118
高層耐火構造	大者	羽 市	_	4, 791	4,606	4, 494	4, 490	_	109	105	102	102
(地上階数	多雪	寒冷	5, 138	5, 037	4,843	4, 725	_	117	114	110	107	-
12~13 階)		般	_	4, 551	4, 376	4, 269	4, 265	-	103	99	97	97
	奄	美	_	_	_	-	5, 629	-	_	-	_	128
古屋耐心排准	特	別	6,006	5, 888	5, 677	5, 555	5, 549	136	134	129	126	126
高層耐火構造	大者	市	-	5, 078	4,896	4, 790	4, 786	_	115	111	109	109
(地上階数	多雪	寒冷	5, 446	5, 339	5, 147	5, 037	-	124	121	117	114	-
14~19 階)	_	般		4,824	4, 651	4, 551	4, 546		110	106	103	103
	奄	美	_	-	-	_	6,000	-		_	_	136
	特	別	8, 035	7, 877	7, 644	7, 516	7, 509	183	179	174	171	171
超高層耐火構造	大者	事市	_	6,078	5, 898	5,800	5, 794	_	138	134	132	132
(地上階数	多雪	寒冷	6, 791	6,658	6, 461	6, 353	_	154	151	147	144	_
20 階~)	_	般	-	5, 513	5, 350	5, 261	5, 255	-	125	122	120	119
	奄	美	_	-	-	_	6, 465	-	_	_	_	147

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		主体附帯工事費面積係	
		I	П	I	П
木造平家建及び	特別	4,678	4, 586	106	104
準耐火構造平屋建	一般	4, 357	4, 271	99	97

木造2階建及び		特別	4, 606	4, 514	105	103
準耐火構造2階建		一般	4, 375	4, 290	99	97
耐火構造平家建	-	特別	4, 975	4, 877	113	111
		一般	4, 742	4, 651	108	106
耐火構造2階建	-	特別	4, 932	4, 837	112	110
		一般	4, 701	4,608	107	105
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	5, 031	4, 933	114	112
(地上階数3階)		一般	4, 769	4, 676	108	106
(片廊下型以外の住棟)	暖房設備付	特別	5, 223	5, 120	119	116
() 刷 主 () 10 上 ()		一般	4, 954	4, 857	113	110
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	5, 184	5, 083	118	116
(地上階数3階)		一般	4, 917	4, 821	112	110
(片廊下型住棟)	暖房設備付	特別	5, 390	5, 284	123	120
() (周) [至江水)		一般	5, 111	5, 010	116	114
中層耐火構造	燃料庫付	特別	5, 201	5, 099	118	116
(地上階数3階)		一般	4, 891	4, 795	111	109
(片廊下型以外の住棟)	暖房設備付	特別	5, 404	5, 298	123	120
(月 邸 广至以外V)往休)		一般	5, 080	4, 981	115	113
中層耐火構造	燃料庫付	特別	5, 361	5, 256	122	119
(地上階数3階)	7,1117	一般	5, 040	4, 941	115	112
(上廊下刑/上插)	暖房設備付	特別	5, 575	5, 466	127	124
(片廊下型住棟)		一般	5, 241	5, 139	119	117
中層耐火構造	燃料庫付	特別	4, 808	4, 713	109	107
(地上階数4~5階)		一般	4, 520	4, 431	103	101
	暖房設備付	特別	4, 990	4, 892	113	111
(片廊下型以外の住棟)	120,55 BX 011 1 3	一般	4, 692	4,600	107	105
中層耐火構造	燃料庫付	特別	4, 953	4, 856	113	110
(地上階数4~5階)		一般	4, 659	4, 568	106	104
	暖房設備付	特別	5, 147	5, 046	117	115
(片廊下型住棟)	90000 m 13	一般	4,840	4, 746	110	108
	燃料庫付	特別	4, 243	4, 160	96	95
高層耐火構造	然们牵门	一般	3, 923	3, 846	89	87
(地上階数6~8階)	暖房設備付	特別	4, 378	4, 292	99	98
	HQ//HQ/HHT1	一般	4, 047	3, 968	92	90
	燃料庫付	特別	4, 761	4,668	108	106
高層耐火構造	然行車门	一般	4, 402	4, 315	100	98
(地上階数 9~11 階)	暖房設備付	特別	4,886	4, 791	111	109
	HQ//HQ/HHT1	一般	4, 515	4, 427	103	101
	燃料庫付	特別	5, 064	4, 964	115	113
高層耐火構造	/xx/17/ 14 -13	一般	4, 682	4, 590	106	104
(地上階数 12~13 階)	暖房設備付	特別	5, 190	5, 088	118	116
	吸炉似闸门	一般	4, 796	4, 702	109	107
		特別	5, 517	5, 409	125	123
高層耐火構造	燃料庫付	一般	5, 101	5, 001	116	114
(地上階数 14~19 階)	呼声机准 从	特別	5, 638	5, 528	128	126
	暖房設備付	一般	5, 212	5, 110	118	116
高層耐火構造	燃料庫付	特別	6, 603	6, 474	150	147

(地上階数 20 階~)		一般	6, 106	5, 986	139	136
	暖房設備付	特別	6, 757	6, 624	154	151
	坡方 政 111111111111111111111111111111111111	一般	6, 246	6, 124	142	139

(沖縄)

(11)////42/		
構 造 別	1 戸あたり 主体附帯工事費基本額 (千円/戸)	主体付帯工事費 面積係数 (千円/㎡)
木造平家建及び準耐火構造平家建	4, 019	91
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	4, 317	98
耐火構造平家建	4, 499	102
耐火構造2階建	4, 596	104
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	4, 814	109
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	4, 968	113
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	4, 914	112
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	5, 072	115
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	4, 494	102
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	4, 640	105
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	4, 217	96
高層耐火構造 (地上階数 9 ~11 階)	4, 754	108
高層耐火構造 (地上階数 12 階~)	5, 099	116

〇その6 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

í	首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する既成市 街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法(昭和38 年法律第 129号)第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4
1 4	中伝住第 129万) 第 2 未第 3 填 に
特別地区	項に規定する近郊整備区域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大都市地区 <u>1</u> 二 3	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県(特別地区に該当する地域を除く。)、茨城・栃木・群馬・山梨の4県(首都圏整備法による都市開発区域に限る。)、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県(近畿圏整備法による都市開発区域に限る。)、滋賀・岐阜・三重の3県(中部圏開発整備法(昭和41年法律第 102号)による都市整備区域及び都市開発区域に限る。)、京都・兵庫の1府1県(特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。)
多雪寒冷地区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県(特別地区に該当する地域を除く。)、宮城県、栃木県(日光市(旧今市市、旧足尾町及び旧藤原村を除く。)に限る。)、群馬県(沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。)、山梨県、岐阜県(郡上市、益田郡、揖斐川町(旧藤橋村に限る。)、特別地区に該当する地域を除く大野郡、高山市及び飛騨市に限る。)、滋賀県(米原市(旧伊吹町に限る。)、長浜市(旧木之本町及び旧西浅井町に限る。)及び高島市(旧マキノ町、旧今津町及び旧朽木村に限る。)に限る。)、京都府(福知山市(旧三和町を除く。)、舞鶴市、綾部市、宮津市、与謝郡、南丹市(旧美山町に限る。)及び京丹後市のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。)、兵庫県(豊岡市、美方郡、養父市及び朝来市(旧和田山町に限る。)に限る。)、鳥取県、島根県(浜田市(旧那賀郡を除く。)、益田市(旧美濃郡を除く。)、江津市(旧桜江町を除く。)及び大田市(旧邇摩郡に限る。)を除く。)
	鹿児島県(奄美市及び大島郡に限る。) 上記以外の地域(北海道及び沖縄県を除く。)

地域の区分	都道府県名
I	北海道
П	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福
	井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府
	兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳
	島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県

- 1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、 I 地域に区分されるものとする。
 - 青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町 岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
- 2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅱ地域に区分されるものとする。
 - 北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町 (旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧 瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町
 - 宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)
 - 山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、 舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
 - 福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市 (旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村 を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩 原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平 田村、小野町、川内村、飯舘村
 - 栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)
 - 群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町(旧六 合村に限る。)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)
 - 新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町
 - 山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、 富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)
 - 長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。)、松本市(旧

松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須 坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市 に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市 に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久 穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕 輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、 上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷 村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森市(旧青森市に限る。)、深浦町 青森県

岩手県 宮古市(旧新里村、旧川井村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧 花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利 秋田県 本荘市(旧東由利町を除く。)、潟上市、にかは市、三種町(旧琴丘町を除 く。)、八峰町、大潟村

土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、 茨城県 笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら 市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子 町

高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧 群馬県 沼田市に限る。)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村に限る。)、安中市(旧 松井田町に限る。)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神 流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧六合村を除く。)、高山村、東吾妻 町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)

埼玉県 秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)

東京都 奥多摩町

富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町 富山県 に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立 山町

白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。) 石川県

福井県 大野市(旧和泉村に限る。)

甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、 山梨県 北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、 鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村

岐阜県 中津川市(旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原 村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村

愛知県 豊田市 (旧稲武町に限る。)

兵庫県 養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)

奈良県 奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村

和歌山県 かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町

鳥取県 倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町

島根県 奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)

岡山県 津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭 市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)

広島県 府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町

徳島県 三好市(旧東祖谷山村に限る。)

高知県 いの町(旧本川村に限る。)

4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。

福島県いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧 氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝 町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、 小林市(旧野尻町を除く。)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉 村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

鹿児島県 伊佐市、曽於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市 (旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、 小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、 白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町

高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、 須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、 北川村、馬路村、芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、 黒潮町(旧大方町に限る。)

福岡県 福岡市(博多区、中央区、南区、城南区に限る。)

長崎県 長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、 南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新 上五島町

熊本県 八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松 島町を除く。)、宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和 町を除く。)、芦北町、津奈木町

大分県 佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)

備考 この表に掲げる区域は、平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

(北海道)

地 区 名	地 域
特 別 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一般地区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

77X77	ド帝工事質の特例加昇限度額 	T	1
対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり	
事費		3,084,000円	
(2) 特別規模増	心身障害者世带向住宅、老人同居向	1戸当たり	サービス付き高
工事費	住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエ	3,316,000円	齢者向け住宅
	レベーターを設ける中層住宅で、構		
	造別ごとの1戸当たり平均床面積が		
	別表第1に掲げる1戸当たり標準床		
	面積を著しく超える場合		
(3) エレベータ	3階建て、4階建て及び5階建ての	1件当たり	
一設置工事費	中層住宅においてエレベーターを設	26, 700, 000円	
	ける場合		
(4) 消防用設備	法令等において設置が義務付けられ	1戸当たり	
設置工事費	た消防用設備の設置を行う場合	1, 162, 000円	
(5) 緊急通報シ	緊急通報システムを設ける場合	1戸当たり	サービス付き高
ステム設置工	①シルバーハウジング・プロジェ		齢者向け住宅
事費	クト制度に係るもの及び	1戸当たり	
	②老人対策のための住宅又は心身	195,000円	
	障害者世帯向け住宅で、①以外		
	のもの。		
(6) 高齢者等向	老人世帯、老人同居世帯又は心身障	1戸当たり	サービス付き高
け特別設備等	害者世帯のための住宅において特別	2,668,000円	齢者向け住宅
工事費	の設計を行う場合又は特別の設備を		
	設ける場合(手すりの設置、滑りに		
	くい階段の処理、段差の解消、コン		
	セントの設置(便所)及び住棟アプ		
	ローチのスロープ化を行う場合を除		
	<.)		
(7) 雪害防除工	多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含	1戸当たり	
事費	む。)において、雪害防除のために	1,850,000円	
	必要な工事を行う場合		
(8) 特殊屋外附	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり	都市再生住宅
帯工事費		1,415,000円	
		ただし、本区分	
		の加算を受けて合	
		併処理浄化槽を設	
		ける場合にあって	
		は、	
		2,244,000円	
(9) 店舗等併設	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり	改良住宅、小規

工事 #				1 000 00) O III	##74. 占. (A. (B. T. v. N.
工事費				1, 386, 00)0円	
(,,,),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 0		1. ^	\16.2		更新住宅
	ピロテイ、屋	邑上遊園等を設ける場	合	1戸当たり		改良住宅、小規
設置工事費				1, 356, 00)0円	模改良住宅、更
						新住宅及び都市
						再生住宅
(11)試作住宅設	試作住宅のエ	二事を行う場合		1戸当たり		改良住宅、小規
置工事費				1, 386, 00)0円	模改良住宅、更
						新住宅及び都市
						再生住宅
(12)作業所設置		主宅に作業所を設ける	場	構造に応じて数		特定優良賃貸住
工事費	合			表に掲げる1n		宅、特定公共賃
						貸住宅、準特定
				所の床面積(1		優良賃貸住宅、
				当たり12㎡を防		高齢者向け優良
				とする)を乗じ	こた	賃貸住宅、改良
				額		住宅、小規模改
		構造別	1 n	³ 当たり工事費		良住宅、更新住
		木造平屋建及び	1	36,000円/m²		宅及び都市再生
		準耐火構造平屋建				住宅
		木造2階建及び	1	45,000円/m²		
		準耐火構造2階建				
		低層耐火構造	1	48,000円/m²		
		中層準耐火構造	1	48,000円/m²		
		中層耐火構造	1	48,000円/m²		
		高層耐火構造	1	70,000円/m²		
				1		
(13)耐久性向上	木造住宅の而	対久性向上に係る次の	基	1戸当たり		都市再生住宅
工事費	準に適合する	る工事を行う場合又は	はこ	1, 850, 00)0円	
	れと同等以上	この耐久性を有すると	: 認	ただし、住宅	三の	
	められる工事	事を行う場合		構造別ごとの1	. 戸	
	① 構造耐力	力上主要な部分である		当たり平均床面		
		が横架材の全部又は-				
		トる住宅にあっては、				
	-	圣は12cm角(通し柱で				
	るすみ柱に	こあっては、13.5cm)	以	合は、1,850,		
	上であるこ	-		円に、その1戸		
		力上主要な部分である		たり平均床面積		
		が横架材の全部又は-				
l	に枠組壁様	構造を用いる住宅にあ	つつ	を1戸当たり標	標準	

	ては、枠組壁工法を用いる外壁の	床面積に44㎡を加	
	下地材料は、厚さ9mm以上の構造	えたもので除した	
	用合板であること。	数値を乗じて得た	
	② 防腐及び防蟻措置に関して有効	額	
	な措置を講じたものであること。		
	③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリー		
	ト造の布基礎とし、地面からその		
	上端までの高さは40cm以上である		
	こと。		
	④ 外壁の床下部分には、壁の長さ		
	4m以内ごとに、有効面積300c㎡		
	以上の換気孔を設け、床下はコン		
	クリートで覆うこと。		
	⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの		
	又は軒裏には、換気上有効な位置		
	に2以上の換気孔を設けるものと		
	し、換気孔の有効面積の天井面積		
	に対する割合は、原則として300		
	分の1以上とすること。		
	⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検		
	が容易に行えるよう点検口及び点		
	検スペースが設けられたものであ		
	ること。		
(14) スライド条	過年度に交付決定を受け、本年度以	1戸当たり	都市再生住宅
項等適用工事	降に歳出分が残っている国庫債務負	2,668,000円	
費	担行為を行った事業又は施行期間が		
	複数年度にまたがり各年度において		
	公営住宅法附則第5項により無利子		
	貸付金の貸付を受ける事業で、契約		
	後12箇月以上経過した時点で賃金又		
	は物価の変動のため工事請負契約を		
	更改することにより工事請負契約額		
	を増額した場合		
(15)その他特別	その他特別の事情がある場合	1戸当たり	
工事費		2,668,000円	

別表第3 開発充当率

(1) 開発充当率

取 得	の条	件	開	発	充	当	率
1 国有財産特別措	置法(昭和	口27年法律第					
219号) 第6条の2	の適用を受	受けて取得す	1.00				
る場合							
2 1 ㎡当たり 6,0	00円以下の	つ価格で取得			1 00		
する場合			1.00				
3 その他の場合	改良住宅	の容積率が					
	(2)の基準	室積率以上			1.00		
の場合							
	改良住宅の容積率			1.00	- 0.0	1× a	
(A%) が(2)の基準		$a = A_0 - A$					
	容積率(点	A ₀ %) 未満	ただし、a	uは整数	となる	よう小	数点以下を切
	の場合		り捨てるもの	のとする	0		

(2) 基準容積率

地区区分構造	特 別 (特別豪雪地帯 を除く 大 都 市	一 般 奄 美 沖 縄	特 別 (特別豪雪地帯 に限る 北 海 道 多 雪 寒 冷
木造(平屋) 低層準耐火構造(平屋) 低層耐火構造(平屋)	% 20	% 20	% 20
木造(2階) 低層準耐火構造(2階) 低層耐火構造(2階)	35	35	30
中層準耐火構造(3階)中層耐火構造(3階)	55	55	55
中層耐火構造(4·5階)	75	70	65
高層耐火構造	114	106	99

(注) 地区区分は、別表第1 (その6) による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

〇その1 (大都市- I)

都道府県	市町名
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾
	市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、
	新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、
	鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八
	千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭
	島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、
	国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、
	多摩市、稲城市、羽村市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎
	市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉
	山町、大磯町
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市、長久手市
滋賀県	大津市
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、
	木津川市、大山崎町、精華町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、
	貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川
	市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津
	市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山
	市
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田
t l red	市 Auto to a state to
奈良県	奈良市、生駒市
広島県	広島市、府中町
沖縄県	那覇市

○その2 (大都市-Ⅱ)

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、
	幸手市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、宮代町、
	白岡市、杉戸町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、
	袖ヶ浦市、印西市、富里市、酒々井町、大網白里市
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、開成町、
	愛川町
新潟県	新潟市
石川県	金沢市、輪島市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、
	函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、
	豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大
	府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、
	あま市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲市
京都府	南丹市、久御山町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、播磨町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、平
	群町、三郷町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	呉市、廿日市市、海田町
山口県	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	北九州市、福岡市、大野城市
沖縄県	宜野湾市、浦添市、沖縄市、与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

が表する。 てい他の土地登禰負の限及領 ■	
費用の種類	限 度 額
(1) 道路整備費	整備に要する額
(2) 下排水工事費	
(3) 児童遊園整備費	
(4) 緑地整備費	
(5) 地区施設等用地取得造成費	
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額
	ただし、構造の別に応じて次の表に定める1㎡
	当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の
	床面積を乗じた額を限度とする。
	構 造 別 1 ㎡当たり工事費
(7) 管理事務所設置工事費	木造平屋建及び準 136,000円/㎡
	耐火構造平屋建
	木造 2 階建及び準 145,000円/m ²
	耐火構造 2 階建
	低層耐火構造 148,000円/m²
	中層準耐火構造 148,000円/m²
	中層耐火構造 148,000円/m²
	高層耐火構造 170,000円/m²
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額
	ただし、26,597,000円/件を限度とする。
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額
	ただし、26,597,000円/件を限度とする。
(10) 高齢者生活相談所設置工事費	整備に要する額
	ただし、26,597,000円/件を限度とする。
度により設けられるものに限る。)	
(11) 物置の設置工事費	整備に要する額
	ただし、414,000円/件を限度とする。
(12) 施設併存構造費及びピロティー建設	
工事費	ただし、中層耐火構造 72,000円/m ² 、高層耐
	火構造 80,000円/㎡ を限度とする。
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事	
費	ただし、160,000円/㎡を限度とする。
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額
(15) 水害危険集落地区内における宅地の	整偏に要する額
整備に要する費用	
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額
(18) その他国土交通大臣が必要と認める	少安と祕妙の観
費用	

附 則

- 第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 第2条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の標準建設費等の算出にあたっては、本通知の規定にかかわらず、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について(平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号(最終改正:平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号))の規定によるものとする。

附 則

- 第1条 この要綱は、平成25年4月15日から適用する。
- 第2条 この要綱は、子育て定住支援賃貸住宅(福島定住等緊急支援交付金交付要綱(平成25年4月15日付け国官会第3678号通知)附属編第2の1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。)についても適用する。この場合において、第1の表に以下のように加える。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等	
子育て定住支援賃貸住宅(福	地域優良賃貸住宅整備事業	第2、第3及び第	
島定住等緊急支援交付金交付	等補助要領(平成19年3月	4により算出した	
要綱(平成25年4月1日付け	28 日付け国住備第 162 号)	主体附带工事費、	
国官会第 3678 号通知) 附属編	第4条第5項に規定する標	共同施設工事費及	
第2の1-1に規定する「子	準工事費	び特定工事費の合	
育て定住支援賃貸住宅」をい		計額	
う。)			

附則

- 第1条 この要綱は、平成25年5月15日から適用する。
- 第2条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の標準建設費等の算出に あたっては、本通知の規定にかかわらず、平成23年度における住宅局所管事業に係る標 準建設費等について(平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住 市第217号(最終改正:平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市 第57号))の規定によるものとする。ただし、次の第3条から第5条に掲げるものにつ いてはこの限りではない。
- 第3条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の主体附帯工事費(サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。)の算出にあたっては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について(平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号(最終改正:平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号))第2第1項(1)に基づき得た額に、当該住宅の階数に応じて、以下の各号に掲げる数値を乗じたものとする。
 - 階数が2以下の場合 1.03
 - 二 階数が3以上5以下の場合 1.022

- 2 岩手県、宮城県及び福島県の区域内におけるサービス付き高齢者向け住宅の主体附帯 工事費の算出にあたっては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等に ついて(平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号(最 終改正:平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号))第2 第1項(2)に掲げる主体附帯工事基本額に、当該住宅の階数に応じて、前条各項に掲げ る数値を乗じたものを主体附帯工事基本額として取り扱う。
- 3 前2項で算出する額については、1000円以下の単位を四捨五入して取り扱う。
- 第4条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内にお いて実施する事業に関しては、第12第2項中「(9)については1施設当たり693,000円 以下、」とあるのは、「(9)については1施設当たり705,000円以下、」とする。
- 第5条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内にお いて実施する事業に関しては、別表第2中、以下の表に掲げる対象工事費について、以 下の表に掲げる加算額とする。

対象工事費	加 算 額
(2) 特別規模増工事費	1戸当たり 3,372,000円
(9) 店舗等併設工事費	1戸当たり 1,409,000円
(11)試作住宅設置工事費	1戸当たり 1,409,000円

附 則

- **第1条** 改正後の要綱は、平成26年2月28日から施行する。ただし、本附則第2条に定 める規定以外の規定は、平成26年2月6日から施行する。
- 第2条 この要綱は、福島再生賃貸住宅(福島再生加速化交付金(再生加速化)交付要綱 (国土交通省) (平成 26 年 2 月 28 日付け国官会第 2906 号通知) 附属編第 1 の 1. 1 -1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。)及び子育て定住支援賃貸住宅(福島再生加 速化交付金(福島定住等緊急支援)交付要綱(国土交通省)(2月28日付け国官会第2911 号通知) 附属編第2の1.1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要 綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱(国土交 通省) (平成 25 年 4 月 15 日付け国官会第 3678 号通知) 附属編第 2 の 1. 1 - 1 に規定 され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。)についても適 用する。この場合において、第1の表に以下のように加える。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等	
福島再生賃貸住宅(福島再生加速化交付金(再生加速化) 交付要綱(国土交通省)(平成 26年2月 28日付け国官会 第2906号通知)附属編第1の 1.1-1に規定する「福島	地域優良賃貸住宅整備事業 等補助要領(平成19年3月 28日付け国住備第162号) 第4条第5項に規定する標 準工事費	第2、第3及び第 4により算出した 主体附帯工事費、 共同施設工事費及 び特定工事費の合 計額	
再生賃貸住宅」をいう。)			

子育て定住支援賃貸住宅(福 島再生加速化交付金(福島定 住等緊急支援) 交付要綱(国 土交通省) (平成 26 年 2 月 28 日付け国官会第2911号通知) 附属編第2の1.1-1に規 定する「子育て定住支援賃貸 住宅」又は同交付要綱附則第 2項の規定により廃止される 前の福島定住等緊急支援交付 金交付要綱(国土交通省)(平 成25年4月15日付け国官会 第 3678 号通知) 附属編第 2 の 1. 1-1に規定され、当該 要綱に基づき整備される「子 育て定住支援賃貸住宅」をい う。)

地域優良賃貸住宅整備事業 等補助要領(平成19年3月 28日付け国住備第162号) 第4条第5項に規定する標 準工事費 第2、第3及び第 4により算出した 主体附帯工事費、 共同施設工事費及 び特定工事費の合 計額